

全建労発第75号
平成26年12月12日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について
(協力依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり「「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について」周知依頼がありました。

つきましては、改正指針の趣旨をご理解いただき、改正指針および下記の留意事項について貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、留意事項として、平成25年度までは通達に改正指針の全体事項と改正事項の両方が示されていましたが、今回の通達以降は、指針の改正に当たっては改正事項のみが示され、指針の全体的事項については、これまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出されるとのことです。

また、この指針に関するパンフレットの印刷物は作成されず、12月中旬頃より厚生労働省のウェブサイトに掲載される予定ですので、ご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

<http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

以上